

令和 8 年度

定 時 会 員 総 会



令和 8 年 6 月 6 日（土）

10：00～10：30

会場 秋草学園福祉教育専門学校
(埼玉県所沢市東所沢 1-11-11)

一般社団法人 埼玉県介護福祉士会

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 266-2 番地 シンワ KI ビル

電話：048-658-8869 FAX：048-611-7830

URL：<https://saitama-kaigo.org/>



次 第

1 開 会

2 主催者あいさつ 会長 町田晴美

3 議 事

- ・ 議案第1号 令和7年事業報告並びに収支決算について
- ・ 議案第2号 令和8年度事業計画並びに収支予算について

4 閉 会

資 料

- ・ 一般社団法人埼玉県介護福祉士会会 定款 P. 22
- ・ 公益社団法人 日本介護福祉士会倫理綱領 P. 33

議案第 1 号

令和 7 年度事業報告並びに収支決算について

定款第 46 条 1 項の規定に基づき、一般社団法人埼玉県介護福祉士会令和 7 年度事業報告及び収支決算について報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 6 日提出

一般社団法人埼玉県介護福祉士会
会 長 町 田 晴 美

一般社団法人埼玉県介護福祉士会
令和7年度事業報告

令和7年度は、組織の在り方を検討する年度と位置付け、組織強化に向けた課題である会員数の増加および賛助会員制度について検討を行いました。

会員数の増加については、県内関係団体と連携しながら加入促進を図ることとし、各団体への働きかけや協議を行うことができました。賛助会員制度については、他県の事例等の情報収集を行い、それらを参考にしながら規定の素案を作成しました。

また、研修参加者数の減少を踏まえ、参加者増加に向けた方策についても検討しました。研修事業については、介護福祉士としての専門性を生かし、県内関係団体と連携して参加者募集を行うための協議を進めることができました。しかしながら、具体的な連携方法等については、次年度以降の課題として残されました。

外国人介護人材を対象として「外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得講座」を開催するとともに、事業者向けには「介護職種の技能実習指導員講習会」を実施しました。（厚生労働省補助事業）さらに、介護福祉士養成支援事業として、「介護福祉士国家試験対策 全国一斉模擬試験」を開催しました。

以上のように、本年度は組織の在り方の検討をはじめ、研修参加者増加への取り組みや介護人材への支援事業を実施しました。

<法人の概況>

1. 設立年月日

平成21年7月31日（任意団体設立：平成6年6月12日）

2. 定款に定める目的

当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で暮らし続けることができる福祉社会を実現しようとする公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づいている。

埼玉県内における介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に対する知識技術の普及を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (3) 介護福祉士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業
- (4) 介護福祉士の資格取得を目指す者に対する支援に関する事業
- (5) 介護福祉士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (6) 埼玉県内の社会福祉専門職団体及び福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との連携に関する事業
- (7) 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会との連携による介護福祉の向上と開発改善及び社会福祉の増進に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

4. 役員等に関する事項

顧問 平木久子
 相談役 鈴木俊之
 参 与 野崎利信
 会 長 町田晴美
 副会長 熊木佐知男 岩崎太郎
 理 事 井内由美子 白石 学 大久マキ 西尾敦子 小菅晋也 成田裕暁
 戸嶋靖浩 宮内寿彦 長島隆行
 監 事 千葉道子 森田和彦

5. 総会

定款第14条にもとづき次の通り会員総会を開催する。

①日時：令和7年6月29日(日) 10:00～11:00

②場所：秋草学園福祉教育専門学校

6. 理事会

定款第35条第2項に基づく通常理事会を年4回開催した。

うち2回は委員を含めた全体会とした。

	開催日	場所等	議 題
第1回	6月29日(日)	秋草学園福祉教育専門学校	会長、副会長の互選 他
第2回	12月15日(月) (10月20日)	ハレサク (オンライン併用)	事業の中間報告
第3回	12月15日(月)	ハレサク	次年度事業の検討
第4回	2月12日(木)	オンライン	当該年度事業の報告 次年度予定

第1回及び第3回は全体会も併せて開催。

※第2回は、オンライン開催を予定していたが電波障害のため開催できず、第3回と同日に開催する。

7. 正副会長会議

理事会の議題等を整理することを目的に会長、副会長及び事務局長が出席する。開催方法はオンラインを基本とし開催した。

	開催日	場所等	議 題
第1回	4月10日(木)	オンライン	今年度の会の体制の整理
第2回	5月13日(火)	オンライン	総会準備他
第3回	7月11日(金)	オンライン	事業の進捗について
第4回	9月16日(火)	オンライン	理事会における中間報告 謝金等の支払い 会の連絡体制 ねんりんピック

第5回	11月24日(月)	オンライン	事業の進捗 第2回理事会の取り扱い 来年度の事業確認
第6回	1月13日(水)	オンライン	次年度の体制 研修協力金規定(案) 事業計画 総会に向けて
第7回	3月10日(火)	オンライン	理事会準備 収支予算等

8. 委員会など

(1) 事務局

会の円滑な運営や情報共有のための事務局会議を正副会長会議、理事会の開催に合わせ、原則、毎月開催しました。

	開催日	場 所 等	議 題
第1回	4月10日(木)	ハレサク	正副会長会議に向けて 総会資料について
第2回	5月23日(金)	ハレサク	正副会長会議にむけて 総会資料の確認
第3回	6月5日(木)	秋草学園福祉教育専門学校	総会準備等
第4回	7月24日(木)	秋草学園福祉教育専門学校	正副会長会議に向けて 事業進捗状況の確認
第5回	8月20日(水)	ハレサク	正副会長会議に向けて
第6回	9月16日(木)	ハレサク	正副会長会議に向けて サテライトオフィスの廃止
第7回	10月31日(金)	秋草学園福祉教育専門学校	正副会長会議 理事会に向けて 今後のスケジュールの確認
第8回	11月20日(木)	ハレサク	理事会・全体会に向けて 次年度に向けて
第9回	12月24日(水)	ハレサク	事業報告・事業計画
第10回	1月23日(金)	秋草学園福祉教育専門学校	来年度の取組について 事業計画 収支報告
第11回	2月6日(金)	秋草学園福祉教育専門学校	年度のまとめと 次年度の取組について
第12回	3月5日(木)	秋草学園福祉教育専門学校	事業報告 事業計画 総会に向けて

(2) 研修委員会

①事業

研修名	期間	修了者数	備考
介護福祉士ファーストステップ研修	15 日間	5 名	
介護福祉士基本研修 A 日程	4 日間	7 名	
介護福祉士基本研修 B 日程	4 日間	5 名	
介護福祉士実習指導者講習会	4 日間	12 名	
介護職種の技能実習指導者養成研修	1 日	23 名	
介護福祉士国家試験対策 全国一斉模擬試験	1 日	102 名	

※サービス提供責任者養成研修においては最少催行人数を満たさず中止とした。

(3) 広報委員会

①機関紙「ラポール」発行

機関紙編集会議開催（ZOOM 会議及びメール審議）
研修・事業等開催時の取材活動及び編集作業
年 2 回（令和 7 年 9 月号、令和 8 年 1 月号）送付

②「日本介護福祉士会会報「Rashiku」年 5 回 送付

③介護の日の活動：

日時：令和 7 年 11 月 8 日（土） 12:00～16:00

参加者数：101 名

会場：浦和大学

内容：彩る介護スマイルフェス『～つなぐ、その先に 2025～』

- ・ 広報誌ラポール掲載企画 シンポジウム
「国境を越えて支える介護～多文化チームの可能性」
コーディネーター：生方薫先生、シンポジスト 4 名
- ・ 縁日企画（来場者参加型イベント）
福祉用具展示及び福祉用具体験（車いす体験をしながらゲームに参加）
ブラックライトシアター演劇会（学生による）訪問レク
- ・ 出店（キッチンカー、展示販売、菓子販売）

9. 関係機関・団体等との連携

以下の外部団体へ各種委員等を派遣しました。

委員会等の名称	氏名	備考
埼玉県社会福祉協議会 評議員	1名	
埼玉県社会福祉事業団 評議員	1名	
埼玉県社会福祉協議会 福祉研修委員	1名	
埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター運営委員	1名	
埼玉県高校生介護技術審査員	1名	
埼玉県社会福祉士会 外部理事	1名	
埼玉県介護人材採用育成事業者認証制度審査会委員	1名	
埼玉県災害福祉支援ネットワーク会議委員	1名	
介護給付費等の支給に関する審査会委員（戸田）	1名	
介護給付費等の支給に関する審査会委員（越谷）	2名	2協議体
比企郡広域介護認定審査会委員（1）～（6）	6名	各協議体1名
桶川市介護認定審査会委員	1名	
埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 教育編成委員	1名	
秋草学園福祉教育専門学校 教育編成委員	1名	
埼玉県介護現場革新会議	1名	
ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員	1名	

(様式 1 - 1)

貸借対照表

令和 8 年 3 月 3 1 日 現在

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	3,148,795	911,306	2,237,489
郵貯預金	2,018,874	3,935,204	-1,916,330
未収入金			0
仮払金	0	0	0
流動資産合計	5,167,669	4,846,510	321,159
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	5,167,669	4,846,510	321,159
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金	0	0	0
預り金	0	10,210	-10,210
未払法人税等	0	0	0
流動負債合計	0	10,210	-10,210
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	10,210	-10,210
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	5,167,669	4,836,300	331,369
正味財産合計	5,167,669	4,836,300	331,369
負債及び正味財産合計	5,167,669	4,846,510	321,159

(様式2-1)

正味財産増減計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
雑収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
税金等	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
一般正味財産増減額	331,369	△ 1,049,682	1,381,051
一般正味財産期首残高	4,836,300	5,885,982	△ 1,049,682
一般正味財産期末残高	5,167,669	4,836,300	331,369
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
基金受入額	0	0	
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	5,167,669	4,836,300	331,369

収支計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	1,800,000	1,479,000	321,000
年間活動費	1,800,000	1,479,000	321,000
賛助会費	0	0	0
準会員費	0	0	0
事業収益	2,140,000	2,428,515	△ 288,515
事業部収入	0	1,338,515	△ 1,338,515
研修部収入	2,140,000	1,090,000	1,050,000
講師派遣収入	0	0	0
広告費収入	0	0	0
受取補助金等	744,120	0	744,120
日介助成金	744,120	0	744,120
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	26	892	△ 866
受取利息	26	892	△ 866
雑収入	0	0	0
経常収益計	4,684,146	3,908,407	775,739
(2) 経常費用			
事業経費	2,312,400	1,705,486	606,914
事業部費	0	539,502	△ 539,502
研修部費	1,874,680	1,114,360	760,320
広報部費	126,720	51,624	75,096
会場費 その他	0	0	0
青年部	311,000	0	311,000
共通管理費	2,057,800	1,871,552	186,248
会場支出・通信費			0
会場支出・総会費	0		0
事務局支出・会議費	10,000	186,317	△ 176,317
事務局支出・旅費交通費	50,000	28,000	22,000
事務局支出・通信費	204,800	784,461	△ 579,661
事務局支出・光熱水道費	54,000	22,355	31,645
事務局支出・リース代	0	0	0
事務局支出・事務費	126,000	0	126,000
事務局支出・人件費	50,000	0	50,000
事務局支出・家賃	979,000	753,621	225,379
事務局支出・渉外費		0	0
事務局支出・慶弔費支出		0	0
事務局支出・消耗品費	50,000	2,673	47,327
事務局支出・業務委託費	384,000	0	384,000
事務局支出・印刷製本費	40,000	34,295	5,705
事務局支出・手数料	30,000	49,830	△ 19,830
事務局支出・租税公課	80,000	10,000	70,000
経常費用計	4,370,200	3,577,038	793,162
当期経常増減額	313,946	331,369	△ 17,423

収支計算総括表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

	収入	直接費支出	共通費支出	共通費配賦	支出計	収支差引
会費収入						
年間活動費	1,479,000		1,923,176	△ 774,653	1,148,523	330,477
賛助会費	0			0	0	0
準会員費	0			0	0	0
日介助成金	0			0	0	0
事業収入						
事業部収入	1,338,515	539,502		799,013	1,338,515	0
研修部収入	1,090,000	1,114,360		△ 24,360	1,090,000	0
講師派遣収入	0			0	0	0
広告費収入	0			0	0	0
青年部	0			0	0	0
その他収入	0			0	0	0
その他の収入						
受取利息	892					892
雑収入	0				0	0
当年度計	3,908,407	1,653,862	1,923,176	0	3,577,038	331,369
前期繰越収支差額	4,836,300					
総計	8,744,707	1,653,862	1,923,176	0	3,577,038	5,167,669

次期繰越収支差額の内訳

	令和7年3月31日残高	令和8年3月31日残高
現金	0	0
預貯金	4,846,510	5,167,669
未収入金	0	0
仮払金	0	0
未払金		
預り金	△ 10,210	0
正味財産	4,836,300	5,167,669

監事監査報告書

一般社団法人 埼玉県介護福祉士会
会 長 町 田 晴 美 殿

令和 8 年 5 月 14 日

監 事 千葉道子

監 事 森田和彦

令和7年度の事業報告、計算書類、これらの付属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、監事 千葉道子、監事 森田和彦は調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な議事録、会計帳簿、会計書類、重要な決済文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその付属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等について理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類とその付属明細書は当法人の財産及び損失の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 支出報告は法令及び定款に従い、当法人の支出計画の実施状況を正しく表示しています。

3. 追記事項

令和 8 年度事業計画書及び収支予算書の承認について

定款第 45 条 1 項の規定に基づき、一般社団法人埼玉県介護福祉士会令和 8 年度事業計画及び収支予算
についての承認を求める。

令和 8 年 6 月 6 日提出

一般社団法人埼玉県介護福祉士会
会 長 町 田 晴 美

一般社団法人埼玉県介護福祉士会
令和8年度 事業計画（案）

方針

令和8年度は、まず第一に組織強化の課題として会員数の増加及び賛助会員の増加を引き続き検討していきます。

研修に関しては、令和7年度に実施したファーストステップ研修前の基本研修の成果を踏まえ、より一層の充実と参加者の増加を目標として取り組んでいきます。事務局については、事務局会議を継続開催し、事務の効率化を推進していきます。また、理事会においても外部理事から様々な意見をいただきながら運営を進めていきます。

令和8年度の新たな取り組みとして、総会時に記念講演を実施いたします。さらに、本年度開催される「ねんりんピック埼玉大会」において、埼玉県介護福祉士会として健康フェアへ参加いたします。本大会は、高齢者を中心とするスポーツや文化種目の交流大会に加え、世代に関わらず誰でも参加できる健康や福祉に関する多彩なイベント、美術展、音楽文化祭などが開催される、スポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。この機会を通じて、介護福祉士の専門性を広く県民の皆様に発信し、地域社会との連携を深めてまいります。

1. 会議

（1）総会

定款第14条に基づき次の通り会員総会を開催する。

- ①日時：令和8年6月6日（土）10：00～11：00
- ②場所：秋草学園福祉教育専門学校

（2）監事会

定款第14条に基づき次の通り監事会を開催する。

- ①日時：令和8年5月14日（木）15：00～16：00
- ②場所：ハレサク

（3）理事会

定款第35条に基づき通常理事会は年4回開催する。
また必要に応じて臨時理事会を開催する。

	開催日時	開催場所等	議題
第1回	6月6日(土)	秋草学園福祉教育専門学校	総会準備 事業の確認 他

第2回	9月15日(火)	オンライン	中間報告
第3回	12月18日(金)	ハレサク	次年度方針 事業内容の決定 他
第4回	3月16日(火)	オンライン	事業計画 収支予算 他

(4) 正副会長会議

理事会の議題等を整理することを目的に会長、副会長及び事務局長が出席する。
開催方法はオンラインを基本とする。開催は適宜会長の判断によるものとする。

	開催日時	開催場所等	議題
第1回	4月16日(木)	オンライン	新年度体制の確認 総会に向けて
第2回	5月18日(月)	オンライン	総会に向けて
第3回	7月22日(水)	オンライン	事業進捗状況の確認
第4回	8月25日(火)	オンライン	第2回理事会に向けて
第5回	10月13日(火)	オンライン	第3回理事会にむけて
第6回	11月24日(火)	オンライン	次年度方針 事業計画等
第7回	1月19日(火)	オンライン	次年度計画 収支予算の確認
第8回	2月22日(月)	オンライン	年度まとめ 次年度に向けて

(5) 事務局会議

会の円滑な運営や情報共有のための事務局会議を理事会の開催に合わせ開催します。

	開催日時	開催場所等	議題
第1回	4月9日(木)	ハレサク	正副会長会議に向けて
第2回	5月15日(金)	秋草学園福祉教育専門学校	総会に向けて
第3回	7月9日(木)	ハレサク	事業進捗の把握 他

第4回	8月20日(木)	ハレサク	第2回理事会に向けて
第5回	10月8日(木)	秋草学園福祉教育専門学校	正副会長会議資料の整理
第6回	11月24日(火)	ハレサク	第3回理事会、全体会準備
第7回	1月15日(金)	秋草学園福祉教育専門学校	次年度に向けた資料作成
第8回	2月19日(金)	ハレサク	第3回理事会準備 事業計画まとめ 予算案確認

(6) 全体会

役員および委員が参加する全体会を年に2回開催する。

	開催日時	開催場所等	議題
第1回	6月6日(土)	秋草学園福祉教育専門学校	正副会長会議に向けて
第2回	12月18日(金)	ハレサク	次年度事業計画の確認

2. 委員会

(1) 研修委員会

研修委員会活動方針：

令和7年度に引き続き、日本介護福祉士会生涯研修体系に基づいた研修を開催する。個人の資格取得に資する研修については、会員優遇価格を維持し、継続学習の環境整備を図る。また、昨今の外国人介護職員の増加を踏まえ、介護福祉士を目指す外国人職員への支援を引き続き強化する。会員・非会員を問わず、介護現場の質の向上を目指した介護福祉士の養成に取り組む。

加えて、研修開催エリアの分散化を継続して推進し、地域に根ざした研修機会の提供を通じて、情報共有と交流の促進を図る。さらに、令和7年度より開始したキャリアアップ研修として、オンラインによる半日程度の研修会を引き続き実施する。多様化・高度化する現場ニーズに柔軟に対応する研修を展開し、介護福祉士の継続学習を支える存在としての機能を果たしていく。

なお、研修情報および研修報告は、埼玉県介護福祉士会ホームページにて随時公開している。研修の開催状況や報告など、会員にとって有益な情報を掲載しているため、ご確認頂けると幸いである。

①ファーストステップ研修

介護福祉士ファーストステップ研修は、介護福祉士がリーダーとしての基本的な役割を習得するための15日間の研修である。認定介護福祉士の前置研修としても位置付けられており、将来的な専門性の高い実践者を育成する基盤となっている。

令和6年度の介護報酬改定により、処遇改善加算の職場環境等要件として本研修の受講支援が新たに評価対象に追加された。人材の定着と職場全体の質の向上に資する研修として、積極的な導入が望まれている研修である。

会場：ハレサク

埼玉県介護福祉士会 介護福祉士ファーストステップ研修 年間計画

日 程		科 目 名	講師名
第1回	7月4日(土)	利用者の全人性、尊厳の実践的理解と展開	黒澤 貞夫
第2回	7月18日(土)	介護職の職業倫理の実践的理解と展開	福應 渉
第3回	8月8日(土)	コミュニケーション技術の応用的展開①	峯尾 武巳
第4回	8月22日(土)	コミュニケーション技術の応用的展開②	峯尾 武巳
第5回	9月5日(土)	ケア場面での気づきと助言①	窪田 浩之
第6回	9月19日(土)	ケア場面での気づきと助言②	野崎 利信
第7回	10月3日(土)	家族や地域の支援力の活用と強化	栗延 孟
第8回	10月31日(土)	観察・記録の的確性とチームケアへの展開	長島 隆行
第9回	11月28日(土)	問題解決のための思考法	松田 拓央
第10回	11月14日(土)	職場間の連携の実践的展開	町田 晴美
第11回	12月12日(土)	チームのまとめ役としてのリーダーシップ	岩崎 太郎
第12回	12月26日(土)	セーフティマネジメント	齊藤 晋助
第13回	1月16日(土)	介護職の健康・ストレス管理	渡辺 優子
第14回	1月30日(土)	自職場の分析	石塚 清和
第15回	2月10日(水)	総合学習	岡田 圭祐

②介護福祉士基本研修

介護福祉士資格取得後2年未満を主対象とした生涯研修体系の第一段階である研修である。ファーストステップ研修なので基礎的側面もあり、キャリア形成における出発点となる研修である。昨年度に引き続き年間2回の実施計画とする。

会場：ハレサク

日 程		科 目 名	講師名
第 1 回	7 月 15 日(水)	介護過程を展開することの基本について	奈良 環
第 2 回	7 月 29 日(水)	介護過程の基本的理解	鈴木 直人
第 3 回	8 月 12 日(水)	介護過程の展開の実際	長藤 成眞
第 4 回	8 月 26 日(水)	介護過程の展開の実際・まとめ	長藤 成眞

③介護福祉士実習指導者講習会

本講習会の修了者は、介護福祉士養成校における実習施設の配置要件を満たす。実習生だけではなく、職員への指導に役立つ知識と実践的な指導方法を学ぶことができる。

会場：ハレサク

日 程		科 目 名	講師名
第 1 回	9 月 14 日(月)	介護の基本・実習指導の理論と実際	齊藤 晋助
第 2 回	9 月 28 日(月)	介護過程の理論と指導方法(1)(2)	長島 隆行
第 3 回	10 月 5 日(月)	スーパービジョンの意義と活用及び学生理解	岩崎 太郎
第 4 回	10 月 19 日(月)	実習指導の方法と展開、課題への対応・期待	成田 裕暁

④外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座

本研修の受講対象者は、令和 8 年度介護福祉士国家試験の受験予定者または受験資格を有する方であり、日本語能力が N3 程度以上の方、かつ全 5 日間の研修に継続して参加可能な方となる。厚生労働省の「介護の日本語学習支援等事業」であるため本講座は受講料無料で参加可能となる計画とする。

会場：秋草学園福祉教育専門学校

令和 8 年度 外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座（シリーズ研修）

第 1 回	9 月 27 日(日)	介護福祉士国家資格取得支援講座 第 1 日程（講義/模試/その他）
第 2 回	10 月 4 日(日)	介護福祉士国家資格取得支援講座 第 2 日程（講義/模試/その他）
第 3 回	10 月 18 日(日)	介護福祉士国家資格取得支援講座 第 3 日程（講義/模試/その他）

第4回	11月1日(日)	介護福祉士国家資格取得支援講座 第4日程 (講義/模試/その他)
第5回	11月15日(日)	介護福祉士国家資格取得支援講座 第5日程 (講義/模試/その他)

⑤介護職種の技能実習指導者養成研修

厚生労働省から受託した補助事業（介護の日本語学習支援等事業）は、介護職種の技能実習生の技能修得等が円滑に図られるよう、適切な実習体制を確保すること等を目的としている。今年度も介護現場で技能実習生の指導に当たる技能実習指導員等に対し、技能実習生の指導に必要な知識・技術を修得頂くことを目的に「介護職種の技能実習指導員講習会」を開催する。※受講費用 無料の研修となる。

会場：秋草学園福祉教育専門学校

日 程		科 目 名	講 師
第1回	12月5日(土)	介護職種の技能実習指導員講習	埼玉県介護福祉士会

⑥介護福祉士国家試験対策 全国一斉模擬試験

介護福祉士国家試験の受験予定者を対象に、日本介護福祉士会が独自に研究・分析した模擬試験を、都道府県介護福祉士会との共催により実施する。

日 程		会場（もしくは自宅受験も可）
第1回	11月29日(日)	秋草学園福祉教育専門学校(所沢市)

⑦介護技術研修・研究会(当会独自研修)

介護現場で求められる自立支援のための基本スキルを習得する当会独自の研修・研究会である。移乗・体位変換などの介護技術を見直し、腰痛予防の視点も学ぶ。実践的な学びを提供し、経験の浅い介護職員から指導者層の技術確認までを対象とする。

日 程		科 目 名	講師名
第1回	10月2日(金)	介護技術の基本原則と実践技術	長藤 成眞

⑧わたしたちの介護自慢大会

県内の介護福祉士養成校および福祉系大学との共催により、現場で日々実践されている介護の工夫や取り組み、ノウハウ等を、他事業所や他部署の職員間で共有・発信し合うことを目的とした交流型イベント。介護職員同士の学び合いや情報交換の場として活用するとともに、介護・福祉分野に関心を持つ学生も参加することから、次世代人材との貴重な接点を創出する機会とする。

日 程		科 目 名	会 場
第 1 回	7 月 18 日 (土)	わたしたちの介護自慢大会①	埼玉県立大学
第 2 回	2 月 13 日 (土)	わたしたちの介護自慢大会②	埼玉県立大学

⑨キャリアアップ研修(当会独自研修)

介護福祉士会の生涯学習研修に限定せず、多様化・高度化する現場ニーズに柔軟に応える新たな研修を企画・実施する。特に、短時間で受講しやすい半日型のオンライン研修シリーズを主軸に据え、業界の最新動向や現場で即実践できる内容を取り上げることで、会員のキャリア形成とスキル向上を支援する。介護福祉士ファーストステップ研修の修了者等に対しても継続的な学習機会を提供し、専門職としての成長を後押しする取り組みを強化する。

日 程		科 目 名	開催方法・講師
第 1 回	9 月 5 日 (土)	～間違いだらけの認知症ケア～ 認知症の人を不安・不穏にさせないコミュニケーション技術	オンライン (Zoom) 講師: 椎名 淳一

※日時変更の可能性あり。開催・募集については都度ホームページに掲載とする。

(2) 広報委員会

①機関誌「ラポール」

(2回: 9月、1月)

本会の研修や活動報告など幅広く取り上げていく予定

②日本介護福祉士会ニュース「Rashiku」の発送

(5回: 6月、8月、10月、1月、3月)

公益社団法人日本介護福祉士会の研修会や活動報告などが掲載されている機関誌

③介護の日の活動 ※令和8年度は「ねんりんピック健康フェア」として参加

④ホームページの更新

⑤各種活動の把握・周知

3. 関係機関・団体等との連携

以下の外部団体の各種委員会・委員等へ派遣を計画します。

- ・埼玉県社会福祉協議会 評議員
- ・埼玉県社会福祉事業団 評議員
- ・埼玉県社会福祉協議会 福祉研修委員
- ・埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター運営委員
- ・埼玉県高校生介護技術審査員
- ・埼玉県社会福祉士会 外部理事
- ・埼玉県介護人材採用育成事業者認証制度審査会委員
- ・埼玉県災害福祉支援ネットワーク会議委員
- ・介護給付費等の支給に関する審査会委員（戸田）
- ・介護給付費等の支給に関する審査会委員（越谷）
- ・比企郡広域介護認定審査会委員
- ・桶川市介護認定審査会委員
- ・埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 教育編成委員
- ・秋草学園福祉教育専門学校 教育編成委員
- ・ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員
- ・埼玉県介護現場革新会議
- ・東京都介護福祉士会 外部理事

令和8年度 収支予算に関する件

令和8年度 資金収支予算（案）

1 一般正味財産増減の部	R8年度	R7年度	比較増減	備考
1. 経常増減の部				
（1）経常収益				
① 受取会費	1,500,000	1,710,000	△ 210,000	
② 事業収益	1,675,000	2,630,000	△ 955,000	
③ 受取補助金等	1,280,600	320,000	960,600	
④ 雑収益	60,030	20	60,010	
経常収益計（①②③④）	4,515,630	4,660,020	△ 144,390	
（2）経常支出			0	
① 共通管理費	1,519,000	1,575,000	△ 56,000	
② 研修部費	2,495,355	1,975,590	519,765	
③ 広報部費	363,000	141,000	222,000	
④ 組織強化費	0	550,000	△ 550,000	
⑤ その他（予備費）	100,000	200,000	△ 100,000	
経常費支出（①②③④⑤）	4,477,355	4,441,590	35,765	
評価損益等調整前当期経営増減額（1）-（2）	38,275	218,410	△ 180,135	
当期経営増減額 A	38,275	218,410	△ 180,135	
2. 経常外増減の部			0	
（1）経常外収益			0	
① その他経常外収益	0	0	0	
経常外収計（2）	0	0	0	
（2）経常外費用			0	
① その他経常外費用	0	0	0	
経常外費用計（2）	0	0	0	
当期経常外増減額 B	0	0	0	
当期一般正味財産増減額 C=A+B	38,275	218,410	△ 180,135	
当期期首残高 D（前期繰越金）	5,167,669	4,836,300	331,369	
当期末残高 E=C+D	5,205,944	5,054,710	151,234	

一般社団法人 埼玉県介護福祉士会 定款

1 章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人埼玉県介護福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により支部事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉社会を実現しようとする公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づき、埼玉県内における介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識技術の普及、後進等の育成を支援し、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (3) 介護福祉士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業
- (4) 介護福祉士の資格取得を目指す者に対する支援に関する事業
- (5) 介護福祉士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (6) 埼玉県内の社会福祉専門職団体及び福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との連携に関する事業
- (7) 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会との連携による介護福祉士の向上と開発改善及び社会福祉の増進に資する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告とする。

2 定時総会後の当法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員（会員）総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第42条の規定により介護福祉士として登録した者であって当法人の目的に賛同して入会し、会費を納入した個人
- (2) 準会員 当法人に介護福祉士資格取得等を目的として入会した個人（介護福祉士養成校学生、介護等に係る者）
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦により社員総会において承認された個人

(入会)

第8条 正会員又は準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員、賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員、賛助会員は、社員総会において別に定める準会費、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上継続して滞納したとき
- (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又失踪宣告を受け若しくは会員である団体が消滅したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 会員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、「会員総会」と称し、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

(構成)

第15条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 会員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会に於いて会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

2 会議を招集するには、会議の日時及び場所、目的たる事項及び内容を示した書面により、会議の日の5日前までに会議の会員に通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会召集の請求をすることができる。

4 前項の場合には、前項の請求があった日から60日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その会員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

2 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から会長が指名する。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、開催日時・場所、審議事項、議事の経過の要領・結果等及び会員総数・出席者数を記載して議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項議事録に記名押印する。

(会員総会規則)

第24条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上16人以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

3 副会長を業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。業務執行理事が分担する業務は、理事会に於いて別に定めるところによる。

(顧問、相談役、参与)

第26条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問、相談役、参与を置くことができる。

2 顧問、相談役、参与は、次の業務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- (3) 参与の職務は、理事会において定める。

3 顧問、相談役、参与の選任及び解任は、理事会に於いて決議する。

4 顧問、相談役、参与の報酬は、無償とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

- 4 理事の内、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次の理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 理事の業務の執行及び法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事への監事の選任に関する同意権等
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務の執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- (6) その他法令で定められた事項

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事は、再任することができる。

(解任)

第31条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員には、報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員及び報酬の額については、会員総会の議決により定める。

3 会長は、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、事務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき
- (4) 前2号又は3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に於いて、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第4号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない

(議長)

第37条 理事会の議長は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般社団法人法施行規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載し、出席した理事及び監事がこれに署名・押印しなければならない。

2 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第43条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 財産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の30日前までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、その事業年度の開始の日から3か月以内に承認を得るものとする。

- 2 前項但し書きの場合、その承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をしこれを新たに成立した予算に基づくものと見なす。
- 3 会長は、第1項の事業計画または予算を変更する場合は、第1項の承認をえなければならない。但し、軽微な変更については、この限りでない。
- 4 本条の書類については、主たる事務所及び支部事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告書及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、支部事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、合併等、解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（合併等）

第48条 当法人は、会員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の一般社団及び一般財団に関する法律上の法人との合併、事業の全部の譲渡を決議することができる。

（解散）

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 事務局

（設置等）

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第54条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第55条 当法人の設立時役員は、設立時理事 平木 久子他15名及び会計監査人は、設立時監事、橘 英美子他1名である。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第56条 設立時社員 氏名 平木久子他4名である。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県介護福祉士会設立のため平成21年7月1日定款を作成した。

平成29年 6月29日 一部改正

令和 5年 6月24日 一部改正

日本介護福祉士会倫理綱領

1995 年 11 月 17 日宣言

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

1. 利用者本位・自立支援

介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

2. 専門的サービスの提供

介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

3. プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

4. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

5. 利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

6. 地域福祉の増進

介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

7. 後継者の育成

介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

住み慣れた地域で
自分らしく暮らし続ける



Let's get information
on new long-term care and welfare

